

協同農業普及事業の実施に関する方針

静岡県

第1 基本的な考え方

この方針は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「法」という。）の規定に基づき、国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針（令和2年8月31日付け、農林水産省告示1005号）」を基本として、「みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日策定）」等も踏まえ本県の地域特性を生かした普及指導活動を行うための基本的な方向づけと活動内容を示すものである。

本県では、温暖な気候や豊かな自然を活かし、多彩で高品質な農林水産物が生産されているが、国内外との競争を見据えた生産性、収益性の向上や、担い手の確保、環境負荷の軽減などが課題となっている。

このため、マーケットインの考え方に基づく生産体制を構築し、経営基盤の確立・強化、担い手の確保・育成、環境に配慮した生産方式の導入等を図るとともに、産業の枠を超えた連携により新たな価値を創造し、農林水産業を軸とした関連産業のビジネス展開を支援し、農業の生産力強化を図る。

また、協同農業普及事業を進めるためには、普及指導員それぞれの持つ個の力を養成しつつ、普及指導員及び農業革新支援専門員が、県の組織や関連機関との協働により、地域課題の解決に向けて最大の成果を上げられるよう取り組むものとする。

第2 普及指導活動の課題

静岡県食と農の基本計画に掲げる目標の達成に向け、国の施策の展開方向を踏まえつつ次のとおり取り組むものとする。

なお、重要施策は、別表のとおりである。

基本方向Ⅰ 生産性と持続性を両立した次世代農業の実現

国内外との競争を見据えた生産性、収益性の向上や、担い手の確保などが課題となっている。また、地球温暖化が進行する中、農業生産においても環境負荷の軽減は重要かつ喫緊の課題となっている。

このため、AI・ICT等の先端技術の導入等を通じ、農業の生産性と持続性の両立を図るとともに、経営管理能力を持った人材の育成、マーケットインの考え方に基づいたマーケティング戦略、市場を見据えた商品を提供できる生産体制の構築、他産業との連携の促進などにより、農業の成長産業化を目指す。

基本方向Ⅱ 人々を惹きつける「都」づくりと持続可能な農村の創造

少子高齢化やライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症をきっかけに人々の価値観や暮らし方が急激な変化する中、本県の地域資源を最大限に活かした、魅力的で快適な暮らしの提供が求められている。

このため、本県で生産される多彩な農芸品や豊富な地域資源を活かし、人々を惹きつける「都」づくりの推進、美しく活力のある農山村の創造に取り組む。

第3 普及指導員等の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員は、農林事務所農業振興部門に配置する。

普及指導員の配置に当たっては、普及指導員が求められる役割を果たし、農業者からの

高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できるよう、普及指導員の適正な配置に努める。

また、配置に当たっては、農業及び農業経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法に係る長期的な資質向上、組織的な機能の発揮等にも留意する。

また、普及指導手当はその趣旨に鑑み、適切な運用に努める。

2 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

新規採用等の農業職職員を計画的に農林事務所に配置し、業務内外の研修を通じて速やかに普及指導員の任用資格を取得させるなど、将来にわたって安定的な農業振興を行うための人材養成及び確保に努める。

3 農業革新支援専門員の配置

農業戦略課に、高度な専門性や経験等を有し、各作物の行政施策の総合展開における調整、普及指導員の資質向上、試験研究、教育機関、民間企業などとの連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、普及指導活動の企画立案・総括・指導、先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築を行う農業革新支援専門員を配置する。

第4 普及指導員等の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新並びに多様化及び高度化する農業者のニーズに対応するため、総合的な課題解決能力の向上を図るよう、普及指導員等の自己研鑽の促進及び研修を実施する。

1 人材育成計画

普及指導員の能力を継続的に向上させ、長期的な視点から普及活動に必要な人材の確保と適切な配置を進めるために、人材育成計画を策定する。人材育成計画には、本県普及指導員として目指すべき人材像とそれに向けて育成すべき資質を明確にし、普及指導員の育成に向けた取組方針を示す。

2 向上を図るべき資質

持続可能な農業経営体や認定農業者等の担い手の育成に向けた技術指導、経営指導の両面での研修や普及指導活動の手法についての研修を引き続き行い、普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質向上を積極的に図ることとする。

また、普及指導員に義務付けられる調査研究活動を有効かつ効果的に活用し、普及指導員の資質向上に資する。

3 資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、民間企業など多様な関係者・関係機関からの積極的な情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術を習得するよう努めるものとする。

また、研修は、目的及び対象者に応じて、集合研修の他、OJT、派遣研修等を実施する。また、研修の実施にあたっては最新のICT等を効果的に活用しつつ、先進的な農業者、大学、大学院、試験研究機関、民間企業、普及指導員の経験者、他の産業支援機関等と連携するものとする。

(1) 県段階における研修の実施

ア 地域段階における研修の実施

普及指導員として必要な基礎知識と技術を習得し、現地で実践的な指導力を発揮するために必要な研修を行うとともに、先進的な経営体等における一定期間の技術研修及び地域段階で起こりつつある課題等について職場内研修の充実を図る。

イ 県域段階における研修の実施

普及指導活動が効率的に展開できるよう、普及課題を推進するための研修、経営研修、新技術の習得、マーケティング、有機農業を含む環境保全型農業等の研修を実施する。

(2) 国段階における研修への派遣等

普及指導員等が農業・農村の動向、技術の進歩等に的確に対応した活動を行うため、国が実施する研修等に派遣する。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 普及指導活動の重点化等

農業従事者の減少や高齢化の進行、A I や I o T などスマート農業の発展、消費者ニーズやライフスタイルの多様化、T P P や E P A 等のグローバル化の進展など大きく変化する中、農業産出額の増大や次代を担う農業経営体の育成、農業生産における環境負荷の軽減等をはじめとする静岡県食と農の基本計画の目標の達成に向けて、普及指導活動を重点的に進めることとする。

現場における重要な課題については、静岡県食と農の基本計画の地域計画の重点プロジェクトのうち、特に普及指導員が実施すべき取組を普及指導計画として、農業革新支援専門員等が定め、普及指導センターと連携して活動する。

本県農業の中核を担うビジネス経営体等の経営発展を加速化するため、経営改革に意欲がある経営体を重点的に伴走型で支援する。

地域農業の生産面・流通面の革新を行う課題について、重点プロジェクト計画を農業革新支援専門員等が定め、普及指導センターと連携して活動する。

2 行政施策の活用支援等

行政事務の一部を普及指導員が兼務する本県の体制の特徴を最大限に活かし、普及的手法のみならず補助事業や制度資金等の行政施策を積極的に活用するなど、手段・方策を効果的に組み合わせながら課題解決に取り組んでいく。

また、これらの成果や有用性、課題については個人情報保護等に十分留意しつつ情報を発信・収集するなど、参考事例の普及・活用に努めるものとする。

さらに、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、I C T の積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進するよう努めるものとする。

3 公的機関が担うべき分野における取組の強化

公的機関として県が行うべき分野である、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする内容（地域農業における技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者に対する支援、女性農業者の活躍推進、鳥獣

被害対策、地球温暖化対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、農福連携の推進等）を強化するよう努める。

4 関係機関との連携強化と役割分担

普及活動を効率的に推進するため、地域を支える市町や商工会等の関係機関、新技術開発を行う試験研究機関、青年農業者・新規就農者など農業を担うべき者の養成を行う農林環境専門職大学及び同短期大学部（以下「農林環境専門職大学等」という。）、その他の大学、大学院、民間、他都道府県等と連携を強化する。

（１）地域関係機関との連携

持続可能な農業経営体を中心とした農業構造改革を進めるため、市町、農業委員会、農業協同組合、青年農業者等育成組織など地域の関係機関と連携に努めるほか、地域農業の振興を図る協議会等の活用を進める。

また、地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会・商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に留意するものとする。

（２）研究開発への普及指導員の積極的な参画

農業革新支援専門員や普及指導員は、農林技術研究所の研究開発に企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たす。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図る。

（３）専門職大学等との連携

農林事務所農業振興部門と専門職大学等が連携・役割分担することにより、新規就農者や就農希望者、青年農業者、農業法人就業者等に対して総合的な対策を推進する。

（４）大学等との連携

課題解決の必要に応じ、大学、大学院、独立行政法人、民間企業等技術シーズを有する者及び産学連携に知見を有する者等との連携に努めるものとする。

（５）民間等との連携強化と役割分担

普及指導活動の重点化を図るとともに普及活動を効率的に推進するため、民間活力の積極的な活用に努める。

このため、地域の関係機関と連携を強化するほか、地域内で農業者支援を行う民間等と、連携・役割分担を図りながら普及活動を展開する。

5 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

持続可能な農業経営体を中心とした産地構造改革や有機農業の推進には、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験を活かすことが重要である。

このため、先進的な農業者等と協調して普及活動を推進するほか、新規就農者の育成をはじめとした地域農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

また、農業革新支援専門員や普及指導員は、先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築に努める。

さらに、このような先進的な農業者等との協働が普及指導員自身の資質向上にも寄与することに鑑み、パートナーシップの構築のため、地域モデルとなるための支援や経営の高度化の支援等に努めるものとする。

6 都道府県間の連携

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、農業革新支援専門員等が中心となって行政区域を越えた情報の共有、技術協力等に努めるものとする。

7 普及指導計画の策定と評価

静岡県食と農の基本計画に掲げる目標達成に資するため、各地域における将来の農業のあるべき姿を描きつつ普及指導計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施するものとする。

その成果については、内部評価とともに、先進的な農業者や外部有識者等による客観的な外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映することとし、普及指導活動の成果の向上に努めるものとする。

8 調査研究の実施及びその成果の活用

普及指導員等による調査研究は、普及指導計画等の推進に関連付けて取り組むものとし、その成果は課題の解決に向けて積極的に活用するものとする。また、これにより普及指導員の課題解決能力の向上に資するとともに、県の研究所の研究成果を現場へ反映させる手法としても活用するものとする。

9 農林事務所農業振興部門の運営

農業改良助長法第12条第2項各号に規定する普及指導センターの事務は、県内7カ所に設置する農林事務所農業振興部門が行う。

持続可能な農業経営体を核とした活力ある農業構造への転換を目指すこれまでの取組とあわせ、生産性と持続性を両立した次世代農業の実現を進めるため、農業者に対する情報の提供及び相談を実施する。

なお、普及指導活動を行うための拠点施設としての機能が充分発揮されるよう、インターネットを活用した情報ネットワークの整備や内容の充実を図るとともに、農林事務所内の情報の共有化など情報管理システムの整備等ICT等の活用を積極的に進める。

また、情報ネットワーク等を活用し、普及指導活動の実施状況や成果等について取得したデータの管理や取扱いには十分に留意しつつ情報発信を行うよう努めるものとする。

10 農業革新支援センターの業務

農業戦略課革新支援班では、先進的な農業者の高度かつ専門的な相談対応、研究開発への参画、重点プロジェクトの実施、普及指導活動の総括、普及指導員の資質向上、教育機関との連携などの業務を行う。

先進的な農家からの高度かつ専門性の高い相談等は、農業革新支援専門員が、各地域の農林事務所の普及指導員等と連携して対応する。

その際、国や他都道府県との全国的なネットワークを通じ、必要に応じて、関係者からの協力や情報を得ようと努めるものとする。

11 研修教育の充実強化

農業の生産力を高め、優れた技術と経営感覚を備えた担い手を育成・確保するため、農林事務所農業振興部門と専門職大等は、関係機関等と連携・役割分担することにより、多様化する担い手に対して総合的な対策を推進する。

(1) 専門職大学等における研修教育の充実

- ア 専門職大学等の研修教育を充実するため、時代の進展等に対応した研修教育施設となるよう教育環境の整備を進める。
- イ 専門職大学等は、就農意欲のある青年等を対象に、農業技術の高度化、経営の専門化、農村生活の多様化等に対応できる能力と幅広い視野を有し、国際化の進展など流動的な社会情勢に対処し得るような農業者を育成する研修教育を行う。
- ウ 専門職大学等の施設等を活用し、農業法人等への就職や自立就農を目指す離転職者等に対し、農業の基礎知識・技術を習得するための職業訓練を行う。
- エ 専門職大学等の施設等を活用し、農業に従事している青年等に対する高度な専門技術や経営管理能力、地域農業のリーダーとしての資質等の向上を図るための研修を行う。
- オ 専門職大学等は、カリキュラム等を内容とする教育計画書に基づき、研修者の発展段階に応じて実践的な研修教育を行う。
- カ 他県の農業大学校、大学、関係団体等との連携を深め、研修教育水準の向上に努めるとともに農業高校における教育内容に配慮し、研修教育内容の充実を図る。
- キ 専門職大学等は、その研修者等に対し男女共同参画社会への理解促進を図る研修教育を行う。

(2) 農林事務所農業振興部門における新規就農者の育成・確保対策の体系的な実施

- ア 静岡県青年農業者等育成センター、農業団体等と連携し、新規就農相談窓口を設置し、就農希望者の円滑な就農促進のための指導・助言を行う。
- イ 地域農業の中核である農業経営士、青年農業士、農業法人等と連携し、新規就農希望者に対して、就業体験や農業の技術及び経営方法を習得するための実践研修の円滑な実施に努め、新規就農者の育成・確保を推進する。
- ウ 各地域において、市町、農業協同組合及び農業経営士等からなる支援体制の整備に努めるとともに、関係機関等と連携し、新規就農者に対して、「就農計画」の作成段階から資金・農地の確保、技術や経営指導等の就農前後にわたる継続的な支援に努めるものとする。

(3) 青年農業者等の育成

- ア 農林事務所農業振興部門は、次代を担う青年農業者等の技術改良や経営能力向上への取組及び地域活動に対する支援を行う。
- イ 優れた青年農業者等を確保、育成していく手法として、農業高校生等の参加する実践的な研修を支援するなど、農業高校等との連携を図る。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

農業情勢の変化、農業施策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の改善に取り組むものとする。

(別表)

食と農の基本計画における重要施策

基本方向Ⅰ 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

1 デジタル技術等を活用した農芸品の生産性向上

- (1) D X・先端技術の活用等による高度化・効率化
 - ・先端技術等を活用した研究開発とビジネス展開の促進
 - ・スマート農業技術の導入促進
- (2) 土地利用型農業の生産性向上
 - ・担い手への農地集積面積の拡大
 - ・荒廃農地の再生・利用
 - ・水田農業の生産性向上
 - ・茶産地の構造改革の推進
 - ・果樹産地における生産性の向上
- (3) 施設園芸拠点の整備と畜産経営の大規模化・安定化
 - ・施設野菜・花きの生産施設整備
 - ・畜産経営の規模拡大、生産性向上
 - ・家畜防疫体制及び環境対策の強化
- (4) 産地収益力を強化する基盤整備
 - ・品目別基盤整備プロジェクト
 - ・I C T等の新技術を活用したスマート農業の推進
 - ・農業水利施設の保全と管理体制の強化

2 農業生産における環境負荷の軽減

- (1) 有機農業等の推進
- (2) 温室効果ガスの排出削減技術の導入促進
- (3) 資源の有効活用

3 次代を担う農業経営体の育成

- (1) 農業経営者の確保・育成
 - ・新規就農者の確保
 - ・ビジネス感覚を有する農業経営者の支援
 - ・農業分野における女性の活躍推進
 - ・農林環境専門職大学における農林業経営・生産のプロフェッショナル人材の育成
- (2) 農業現場を支える多様な人材の活躍推進
 - ・多様で幅広い人材の活用
 - ・農福連携の推進

4 市場と生産が結びついた「ふじのくにマーケティング戦略」の推進

- (1) ふじのくにマーケティング戦略に基づく販路開拓
 - ・首都圏等への販路拡大と流通供給体制の強化
 - ・域内完結型サプライチェーンの構築による新たな需要喚起

- ・DXによる農林水産品の供給システムの構築
- (2) ブランド力による付加価値向上
 - ・セレクト商品ブランド力向上
 - ・農林漁業者の新商品開発（6次産業化）等の支援
- (3) ニーズに対応した生産・出荷体制への転換
 - ・実需の要望に対応する認証等の取得促進
 - ・競争力強化のための新品種・技術の開発
 - ・茶の需要に応じた生産構造への転換と新たな商品の開発
 - ・花・緑の販路拡大
- (4) 輸出拡大の取組支援
 - ・マーケットインによる「輸出産地」の形成
 - ・県産品の輸出物流拠点化
 - ・県産品の輸出体制の強化

基本方向Ⅱ 人々を惹きつける「都」づくりと持続可能な農村の創造

1 人々を惹きつける都づくり

- (1) 「食の都」づくり
 - ・食の都づくりを牽引する人材の育成や魅力ある県産食材の情報発信
 - ・地産地消・「バイ・シズオカ」県民運動の展開
 - ・SDGs達成に向けた食文化の推進
- (2) 「茶の都」づくり
 - ・国内外における「茶の都しずおか」の魅力発信
 - ・静岡茶の愛飲の促進
- (3) 「花の都」づくり

2 美しく活力のある農村の創造

- (1) 多様な主体の参画による農村コミュニティの再生・創造
 - ・美しく品格のある邑づくり活動の推進
 - ・集落道、情報通信基盤等の生活環境の整備
 - ・鳥獣被害対策の推進
- (2) 農村地域の魅力を活用した交流促進
 - ・食・農が惹きつける「人の流れ」の拡大
 - ・マイクロツーリズムの推進による交流・関係人口の拡大
 - ・滞在型グリーン・ツーリズムの推進
 - ・地域資源を活用した取組の推進
 - ・世界農業遺産を活用した地域活性化
- (3) 農村地域の防災減災対策の推進
 - ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策
 - ・排水機場等の遠隔監視・制御化
 - ・農地・農業施設を活用した流域治水の推進
 - ・津波浸水想定区域における地籍調査の推進